

5つのレベルに応じた不登校対応例

令和5年9月
枚方市教育委員会事務局
児童生徒支援課

学校対応

連携対応

レベル1

連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が5日以下

担任による電話連絡【実態把握】

★チェックポイント

- 欠席理由
 - 医療機関への受診の有無について
 - 次の登校時の連絡など
- ※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認

安心できる
声かけ

次の登校
時の連絡



* 学級・学年・教科など、学校園内での情報提供 *

- ①学級での様子
- ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④部活動などの様子
- ⑤スクリーニングシート

不登校対策委員会で検討

チェック

保健室への来室状況
なども有力な情報に
なります。

レベル2

連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が10日以下

担任による家庭訪問【実態把握】

★チェックポイント

- 子どもの表情・様子
- 子どもの生活リズム
- 子どもの友人関係
- 子どもと保護者の関係性
- 家庭の養育環境
- 保護者の見立て
- 登校への意欲レベル

家庭の思いを尊重
した態度で実施



* 生徒指導・学年・委員会・SC・SSW との連携 *

- ①養育環境
- ②学校での様子
- ③学習状況
- ④過去の欠席状況
- ⑤支援を要する場合の対応

ケース会議

情報共有した内容
は、学校全体で共
有する。

レベル3

長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が取れる状態

① 学校とのつながりを切らない

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、家庭訪問
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談

② 保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認（タブレットの活用等）
- ・SC、SSW等専門家へつなぐ
- ・別室対応（校内適応指導教室）

③ 校内体制の確保（人員、時間、場所）

④ 協力体制の確立（他学年、支援学級、管理職など）

学校へ行くことのみをゴ
ールとせず、家庭の意向
に沿った登校の仕方を模
索する



* 学校外の組織との連携 *

- ①枚方市適応指導教室「ルボ」（毎年登録・入室手続きが必要）
枚方市教育文化センター別館1F（TEL：050-7102-3154）
・登室・訪問指導
・学校と連携・出席扱い（校長裁量）
- ②院内学級
- ③フリースクールなど
- ④その他必要に応じてつなぐ関係機関
・医療・診療内科（発達の問題）・少年サポートセンター（非行）など

レベル4

長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が困難な状態

① 登校した子どもの様子をしっかりと把握する。

② SC、SSW等の専門家を交えたケース会議を行い 目的意識を持って組織的に対応する。

③ 長期的に連絡が取れない場合、学校には公的 関係機関への通知や通告義務があることを 管理職と相談のうえ、保護者に説明する機会を設ける。

法的根拠
に基づいた説明



* 重大事案を想定した連携する関係機関 *

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	子どもの育ち見守り室
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター

レベル5

年間の出席が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態

電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へ
アプローチしたことを形として残す。

また、日々の学校対応を記録しておく。

- ・電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。
- ・家庭訪問の際、手紙を投函しておく。 など

- ①子どもの命を守ることを最優先に考える。
- ②家庭と連絡が取れる状態でも、子どもへのアプローチを忘れない！
- ③個人がケースを抱えることなく、組織的に対応する。
- ④普段の積み重ねが信頼を生むことを忘れない。

* 重大事案に発展しないための緊急的な連携 *

- ①長期的に家庭との連携が取れず、「虐待」の疑いがある場合は、管理職に相談し緊急に関係諸機関と連携する。

→教育委員会へ通告書の写しを提出

→子どもの育ち見守り室または中央子ども家庭センターに通告・状況に応じて警察に情報提供

- ②学校対応について保護者から過度な要求がある場合。

→スクールロイヤーに相談（教育委員会を通して）

重要